

西蒲民商ニュース

2020年8月31日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

商工新聞読者が入会

持続化給付、家賃支援

で商売の継続を

「持続化給付金は降りたが、売上が厳しく家賃支援補助金の申請をしたい」「このさい民商に入会したい」（スナック経営）と商工新聞読者が入会しました。

「コロナは関係ないと思っていたが、7月〜8月の売上が半分以下で、持続化給付金の申請をしたい」（機会修理）等申請が増えています。

国・県・市の補助金や支援制度を活用し、コロナによる商売の危機を乗り切りましょう。

【家賃支援給付金制度】

○支援対象業者

*法人や小規模業者やフリーランス

*5月〜12月の売上高一ヶ月50%減、

連続3カ月で前年同期比30%減

*商売で土地や建物の賃料を支払っている。

○給付額

個人 賃料（37・5万）の2/3の6倍

法人 賃料（75万）の2/3の6倍

個人最大3百万円 法人最大6百万円

○用意するもの

宣誓書

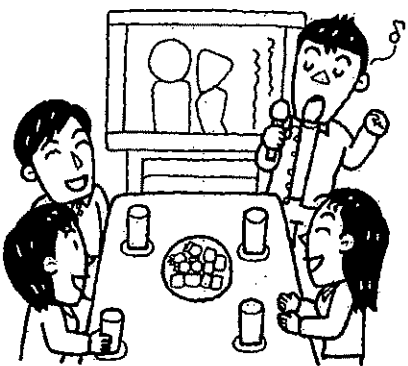
家賃等の賃貸契約書 申請日が契約期間に入っているもの。

家賃などの支払証明書（三か月分の通帳写し

や、振込明細書）、領収書

本人確認書類（免許証など）

昨年の確定申告書、今年の売上減少書類



家賃支援制度の申請を
しよう

「持続化給付金手続き」

1、パソコンやスマホ申請

○経産省のホームページから「持続化給付金」を選択、仮登録し、メールが届いたら本申請をします。

2、事前に用意しておくと便利

○2019年度分確定申告書の控え

法人は法人事業概況説明書、別表1

収入金額がわかるもの（収支内訳書等）

確定申告の収受印のない人は、税務署で

納税証明書その2（所得金額用）

○昨年の売上と今年の売上減少月（50%減）の比較が必要です。売上帳簿のひな

形は民商にもあります。

○免許証等の本人確認書類

○通帳や口座番号の現物

火災共済の加入と 更新のご連絡

西蒲民商は、国民共済と提携し、「すまいる共済」を行っています。

○火災共済：一口70円で10万円保障6千万円まで

○自然災害共済（風水害、地震等）
一口180円（火災と同時加入）

風水害 最高3000万円

地震 最高1200万円

○締切は9月7日になります。
住宅や兼店舗が基本です。

